



かつの土地改良区だより

令和2年度通常総代会開催



水路や施設にゴミを捨てないで！

農業用水路にごみなどの不法投棄が多く見られます。大小様々な生活ゴミや草刈り作業による刈り草等の投棄により、下流の農業用排水路が詰まり、悪臭や水路から用水があふれて水路破損の原因となります。刈草の放置も、雨風により水路に流れ水路管理に困っておりますので、適切に処理するようお願いいたします。



～用水路は大切な財産です。ごみの投げ捨てはやめ、きれいにしましょう！～

令和3年7月発行
水土里ネットかつの
かつの土地改良区

〒018-5201 秋田県鹿角市花輪字荒田 4-1 鹿角市山村開発センター内
TEL: 0186-23-3762 FAX: 0186-23-8378
メール: midori-net.kaduno@lily.ocn.ne.jp
ホームページ URL: midorinet-kaduno.org

《令和3年4月1日現在の状況》 組合員数: 2,129名 賦課面積: 1,759ha (田 1,728ha、畑 31ha)

令和2年度 通常総代会開催

～総代会とは、かつの土地改良区の運営を決定する最高議決機関です～

去る、令和3年3月7日（日）、午前9時半より鹿角市山村開発センター視聴覚ホールにおいて、令和2年度通常総代会が開催されました。

総代会はまず、小館副理事長の開会宣言に始まり、次いで田口理事長の挨拶があり、議長に八幡平地区総代の齊藤桂三氏が選任され議案審議に入りました。

会議次第にしたがって令和3年度収支予算・事業計画などの議案内容説明が行われ、質疑応答後採決に入り、提出された21議案は原案どおり満場一致で可決されました。

【出席者数】 総代58名中（定数60名中欠員2名）、39名出席、書面議決書15名（出席率93.1%）

○令和3年度事業計画の議決

地域における農業の振興と持続的発展のため令和3年度は次の事業を行います。

1.維持管理事業

(1)かんがい施設関係

各地区の頭首工、ため池、揚水機等については管理者を配するなど、かんがいの確保に努める。また、効率的な配水計画を定め、組合員へ徹底した水管理の周知を図る。

【かんがい期間】 開始予定：5月上旬/終了予定：8月下旬～9月上旬

(2)用排水関係

用排水路の堰上げ、草払いを実施するとともに、利用上必要な施設の補修や改修等の適正管理を行う。

(3)農業用道路

農道の補修及び敷砂利等を実施し保全を図る。

2.県営事業

(1)末広地区県営ほ場整備事業の円滑な推進に努める。

- ・高度土地利用調整事業（調査・調整事業）
- ・現地調整業務を委託された場合これを受託し、適正な事務処理を行う。
- ・換地業務を委託された場合これを受託し、適正な事務処理を行う。

(2)新規県営土地改良事業地区の推進

受益地区	毛馬内北部	柴内	神田	湯脇	八幡平中央
受益面積	69.0ha	93.4ha	44.2ha	52.2ha	255.0ha
関係戸数	137	175	54	114	183
同意率	99.0%	41.0%	アンケート未徴収		

(3)ため池等整備事業（農業用河川工作物応急対策）の円滑な推進に努める。

- ・腰廻頭首工改修事業（十和田大湯字炭焼川原地内）
事業期間：H29～R3、受益面積：177.0ha、総事業費330,000千円（地元負担4%）
- ・一の渡頭首工改修事業（八幡平字小山地内）
事業期間：R3～R7、受益面積：97.9ha、総事業費620,000千円（地元負担4%）
- ・十和田南地区（末広頭首工）頭首工改修事業（十和田毛馬内字南陣場）
令和3年度調査開始～令和5年度事業採択予定 頭首工一式
- ・末広堰水利施設等整備事業（十和田毛馬内字南陣場～十和田末広字紀ノ元）
令和3年度調査開始～令和6年度事業採択予定 幹線用水路4,000m

3.団体営事業

末広2地区高収益作物関連支援事業の円滑な推進に努める。

【事業内容】土層改良 A=5.4ha ※耕土厚と耕土に含まれる石礫除去を図る。

【事業費】22,000千円（地元負担15.0%…受益者負担：末広ファーム）

※新規事業参加要望があれば、随時とりまとめますので改良区までご連絡下さい。

○令和3年度一般会計収支予算の議決

単位：(千円)

予算科目(収入)	本年度予算額	前年度予算額	前年比	予算科目(支出)	本年度予算額	前年度予算額	前年比
土地改良事業収入	33,078	29,012	4,066	土地改良事業費	5,999	3,959	2,040
附帯事業収入	338	352	▲14	一般管理費	23,195	21,366	1,829
補助金等収入	2,111	1,418	693	負担金等	12,930	34,940	▲22,010
受託料収入	1,893	1,850	43	借入金返済支出	7,547	7,573	▲26
雑収入	1,102	1,085	17	他会計繰出金	5,456	6,920	▲1,464
借入金収入	10,950	34,560	▲23,610	固定資産取得支出	1,800	0	1,800
他会計繰入額	5,628	5,627	1	換地清算金支出	22,000	0	22,000
固定資産売却収入	150	0	150	予備費	323	646	▲323
換地清算金収入	22,000	0	22,000				
繰越金	2,000	1,500	500				
収入合計	79,250	75,404	3,846	支出合計	79,250	75,404	3,846

○令和3年度会計収支予算規模

〈一般会計〉	79,250,000 円
〈末広地区農地集積加速化基盤整備事業特別会計〉	37,333,000 円
〈多面的機能支払交付金事務受託特別会計〉	79,000 円
〈仮受(償還金等)特別会計〉	746,000 円
〈地区除外決済金特別会計〉	111,000 円
〈基本財産積立金特別会計〉	17,644,000 円
〈財政調整基金特別会計〉	22,949,000 円

○令和3年度賦課金徴収の議決

令和3年度における、かつの土地改良区の経費は、定款第35条の規定に基づき、下記のとおり賦課徴収することで決議されました。

令和3年度より、八幡平地区の維持管理費を改良区で徴収することになったため、揚水機を管理する地区の実情に応じ、賦課期日を全期・1期に分け賦課徴収するものとされました。

賦課徴収の対象経費	賦課基準(10aあたり)		期別賦課金			
			全期	1期		
土地改良区の運営に要する経常費	事務費	地区内の田	1,000 円	1,000 円		
		地区内の畑	500 円	500 円		
		末広事業地区(事業区域内)	500 円	500 円		
		腰廻事業地区(事業区域内)	300 円	300 円		
		一の渡事業地区(事業区域内)	300 円	300 円		
	維持管理費	花輪地区	地区内の農地	200 円	200 円	
		十和田地区	//	500 円	500 円	
		瀬の沢地区	//	500 円	500 円	
		間瀬川地区	//	200 円	200 円	
		末広地区	//	1,000 円以内	1,000 円以内	
八幡平地区	//	4,000 円以内	1,500 円以内	2,500 以内		
		花輪地区と腰廻事業地区内維持管理基金	245 円	245 円		
借入償還金等	特別賦課金	花輪地区	県営ほ場整備事業	1,854~	1,854~	
		高室地区		5,454 円	5,454 円	
		末広地区		5,622 円	5,622 円	
		永田地区	地下かんがいシステム導入支援事業	70 円以内	70 円以内	
		大久保地区		4,035 円	4,035 円	
		一の渡地区		5,267 円	5,267 円	
		ため池等整備(河川対応)	1,207 円	1,207 円		
賦課期日	全期：令和3年10月1日		1期：令和3年5月1日			
徴収期限	全期：令和3年11月30日		1期：令和3年6月30日			
徴収方法	かつの農業協同組合と委託契約に基づき徴収又は、本土地改良区において直接徴収する事になっております。					
賦課基準日	令和3年4月1日現在の土地原簿の地積による。					

[賦課金口座振替について]

当土地改良区では、安全・便利な口座振替契約を推奨しています！

農協口座をお持ちの組合員の方は、『口座振替依頼書』を提出して頂きますと、

今後継続して賦課金を指定口座から振替することが出来ます。

ご希望の方は、土地改良区までご連絡ください。 かつの土地改良区 ☎(0186)23-3762

かづの土地改良区維持管理委員会 主な活動内容

～維持管理委員会とは、土地改良区の補助機関として
理事会によって各地区に設置されている機関です。～

委員会の役割・仕事

- ① 土地改良区が保有している各種施設の効率的な運用、保守、点検
- ② 施設を操作するために必要な機械器具等の点検整備
- ③ 関係機関との連携及び関係農家との連絡調整
- ④ 用排水の調整、灌漑用水の適正・公平な配水方法の作成
- ⑤ 農用地の草刈、浚渫方法及び補修等
- ⑥ 地区内外の住宅、工場等地域からの汚水流入状況の確認
- ⑦ その他、維持管理上必要と認めた事項

◎これらの事業を県、市、組合員の皆さま、土地改良区で協力し合い、活動を行っています。

令和2年度主な工事实績

瀬ノ沢地区維持管理委員会

・木田橋91先 柵 水門取付 工事



十和田地区維持管理委員会

・細谷地 排水路補修 工事



21世紀土地改良区創造運動活動報告

平成13年度に始まった「21世紀土地改良区創造運動」は、全国各地で多様な取り組みが展開されています。この運動は「水土里ネットから地域へ」発信する外部運動で、国、県、市町村の関係行政機関の支援、地域住民との連携の下に行われている運動です。

「水土里ネットかつの」も平成15年から小学生を対象として、農業体験や施設説明など水土里ネットの活動をPRしています。

◎農業体験学習(出前授業&田植え)

今年、柴平小学校と八幡平小学校の2校で学習田体験農業活動として、児童達の田植え作業のお手伝いをしてきました。柴平小学校は5年生28名、八幡平小学校では5年生34名が学習体験しました。子供たちは元気いっぱい楽しそうに田植え体験をしていました。

柴平小学校 田植え (R3.5.25)

八幡平小学校 田植え (R3.5.28)



型付け作業
体験中!

素足で手植え体験
しました😊



地元の農家さん
と一緒に田植え😊



一生懸命
植えています!

◎農業体験学習(稲刈り)

令和2年10月2日



昨年10月、八幡平小学校の5年生児童たちが、春に田植えを行った田の稲刈り体験をしました。鎌を使っての稲刈りや、稲の束を稲わらで縛る作業、ハシゴに登ってのはさ掛けなど、一連の作業を行い農業の大変さを体験しました。

参加した子供たちからは、「鎌で稲を刈るのが難しかった」「お米を作っている人たちは、こんなに大変な作業をされていてすごいと思った」「今日の経験を家でのお手伝いに生かしたい」「お米を食べるときに感謝の気持ちをもって食べたい」などの声が聞こえました。



組合員の皆さまへ

【組合員の資格に移動があった場合の届出】

下記のような事由にて、市町村や農業委員会、法務局等で手続きを行っても、**組合員の皆様から改良区へ届出がなければ、土地台帳等の修正は行われません。**（土地改良法第43条第1項 組合員の資格得喪の通知義務）届出がない場合、賦課金は変更前のまま賦課されますので**必ずお届け下さい。**

◆ 組合員資格得喪通知

組合員資格に変更があった場合は、土地改良法第43条の規定に基づき「組合員資格得喪通知書」により届出をお願いします。

- ① 生前一括贈与する場合
- ② 農業者年金（経営移譲による）を受給する場合
- ③ 組合員が死亡した場合
- ④ 売買・賃借権・利用権等で資格が移った場合



注意！滞納賦課金は新組合員に継承されます。

- ◎農地の権利移動（農地の売買や賃貸借をする場合）の際は、賦課金滞納の有無にご注意ください。その滞納は土地改良法上、新しい組合員へ支払の義務が継承致します。
- ◎競売物件には土地改良区賦課金の滞納有りと明記されておりますのでご確認ください。

※土地改良法第42条第1項 権利義務の継承

土地改良区の組合員が組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合には、その者がその土地の全部又は一部について有するその土地改良区の事業に関する権利義務は、その土地の全部若しくは一部についての権利の承継又は第三条に規定する資格の交替によってその土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得した者に移転する。

【農地を農地以外へ転用する場合の届出】

当土地改良区の地区内にある農地（田）を農地以外に転用するときは、転用組合員と転用関係者の連名で「農地転用等の通知書」と「地区除外申請書」等により届出をお願いします。また、決済金の納付が必要となります。

◆ 農地転用、地区除外

- ① 農地を宅地・店舗・駐車場等に転用するとき
- ② 農地を地目変更等（田を畑にする場合など）により変更するとき

※公共事業用地（道路等）として買収された場合も届出が必要ですのでご注意ください。

※決済金とは、転用により農地が減少してしまうと、土地改良施設を維持するために、残された組合員の負担が増えてしまうので、農家負担の公平を図るために土地改良法第42条の規定により、決済金を納めていただくことになっています。

【管理施設を農業用以外に利用する場合の届出】

組合員の農外目的及び組合員以外の者が施設を利用する場合、申請書を提出して頂きます。また、施設維持管理規程に基づき施設を利用する者から、その利用目的に応じて維持管理協力金を徴収させていただきます。

◆ 施設等の他目的使用

- ① 事業所排水・し尿処理排水（合併浄化槽設置時など）又は、用排水路占用
- ② 農道占用

詳しくは、かつの土地改良区までお問い合わせください。

節水にご協力ください！

かんがい用水として取水できる量は水利権により定められています。雨不足により渇水が起きると、取水制限を余儀なくされることもあります。土地改良区としても用水配分には充分気を配っておりますので、限られた水を有効に利用するためにも、日頃から節水へのご協力をお願いします。

- ◆ 掛け流しをしない
- ◆ 下流の事を考えた取水
- ◆ 水路溝畔の管理



～水難事故を防ごう～

かんがい期を迎え、通常時より水深も深く、流れも早い状態です。

本土地改良区の管理する水路にも大量の水が流れており大変危険ですので、水難事故にご注意下さい。

毎年のように各地で子供の水難事故が多く起こっています。用排水路やため池の周辺では**絶対に**遊ばないよう、大人の皆様から子供達と約束して、事故から子供達を守りましょう。

